

# 令和7年度 学校いじめ防止基本方針

柏市立酒井根西小学校  
平成28年4月1日策定  
令和7年4月8日改訂

## 1. 定義・基本理念

### (1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期することは当然であり、今まで行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、いち早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、同法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2. 組織

### (1) 生徒指導部会

毎月1度の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者、SSW<sup>※1</sup>が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。

年間計画、生活目標について、子どもの様子の情報交換、いじめアンケート等の見直しや提案をする。

### (2) 特別支援教育推進委員会

特別支援教育コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報を基に、学期毎1回及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。

### (3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を基に職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

#### (4) いじめ対策会議

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置される。解決までの中核的な役割を担う。

構成メンバーは、管理職、生徒指導主任、該当学年主任担任及び関係職員等とする。

#### (5) 組織図

別紙1のとおり

### 3. 未然防止

#### (1) 学級経営

小学生の一日の生活の場は、ほとんどが教室であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や子供同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。その上で、次のことを基本として日々の指導に役立てるものとする。

##### ①児童理解

学級には様々な生き立ち、家庭環境、個性を持った児童がいる。そのすべての児童の心持ちを理解する必要がある。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考えなければならない。一筋縄ではいかない児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員を導いていくことがいじめのない有意義なクラスつくりの基本となる。（→面談・聞き取りによる児童理解と愛情深い言葉かけ）

##### ②学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。児童の話を十分に聞き入れ児童理解を深める。規範意識を育む。

また、いじめをしない、させない、傍観しないという、正しいことが正しいと認められる集団を目指す。

##### ③居場所つくりと自己有用感

自分の存在価値を認められており、充実した生活を送れる児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのためには、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、良い方向へ導く効果的な方法となる。（→係活動等の諸活動、部活動・委員会への参加助言。効果的な場面をとらえての褒め言葉）

##### ④組織対応

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

さらに部活動、委員会、学団、全校体制で児童に関わっていくという考えを持つたいものである。（→学年主任を中心とした全職員での指導。児童の良い情報も伝えあい児童を褒める。）

##### ⑤生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までを視野に入れ、今何をすべきかを明確にしておくべきである。学年が上がり自我が目覚めてくるに従い指導が難しくなる。それを見越して、手抜かりのないきちんととした指導をしていく必要がある。（→低学年：しっかりととしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。高学年：児童個々の考えを尊重し理解しながら、どうすべきかを考えさせる等が一例である。）

## (2) 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について、ダイレクトに考えさせることができる。年間35時間の授業時数を行うことは当然のことであるが、学校生活全体を通じて、タイムリーな事案にそって考えさせ指導することさらに高まっていく。人の関わり方を教えるインプロの実施も有効である。

## (3) 教科指導

千葉県教育委員会は平成25年度生徒指導充実のための基本方針の1つとして、「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』の展開」をあげている。

このことは、小グループ活動等で、お互いの考え方や意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。その際、授業の中で過度の競争意識を持たせることは、学習のみならず生活全般へのストレスとなることも考慮に入れておく。

## (4) フレンズ活動（児童会活動）

縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己有用感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。

# 4. 早期発見

## (1) 教育相談週間

毎学期実施している教育相談は全児童と実施する。希望があれば担任以外の教員との相談も可能とする。特に話がない。という児童について、短時間であっても実施することにより「大切にされている」との思いを持たせることに繋がる。時には、思いがけず、児童理解が深まるものである。いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

また、保健室前の「もやもやポスト」は、相談したいときにはいつでも利用できることを知らせ、児童のSOSをキャッチしていく。

隨時、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

## (2) いじめアンケート

毎月実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。いじめか否かの判断は、冷静に行う。いじめられていないとの回答に安心せず、担任サイドでの判断も時には必要である。

なお、アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

## (3) 日ごろの観察

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持っておく。

## 5. 早期対応

### (1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込みます、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

### (2) 聞き取りとつき合わせ

- ・聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。
- ・該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行うことが望ましい。
- ・高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、部屋の扉を開けておく配慮をする。
- ・児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強いないように配慮する。
- ・客観的な事実を潜入感なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・両者の聞き取り内容をつき合わせし、必要に応じて数回の聞き取りをする。

### (3) 該当者への支援・指導

いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

- ① 学校又は保護者の要望に応じて、SV※2及びSC※3を派遣し、必要に応じていじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行う。
- ② いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめに関わった児童生徒の学びの場を確保する。
- ③ 教育支援センター、学習相談室にそれぞれアドバイザーを配置し、学校及び関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒を支援する。
- ④ 関係機関と連携をしながら、いじめに関わった児童生徒への指導を継続する。

### (4) 保護者連絡

どこで連絡を入れるかはとても大切である。いじめが分かった日に一度は連絡を入れたい。その為には、聞き取り等のスピードが大切となる。

### (5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

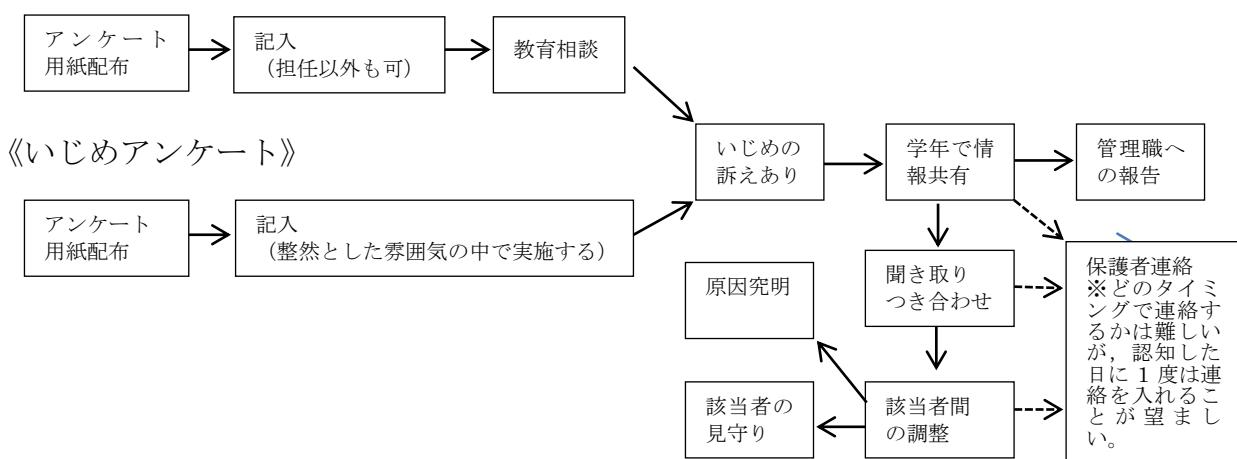
### (6) 見守り

いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

また、必要に応じて SC※3 の活用を促す。

## 【いじめ発見から対応までの流れ】

### 《教育相談》



## 6. 関係機関等

### (1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告することはもちろんだが、重大事案については、指導課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。連絡するか否かは、校長の判断による。

### (2) 補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼して、先手の指導を欠かさない。

### (3) 幼保小（中）

小学校入学前の子供同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

### (4) 警察

重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。連絡の判断は必ず校長による。

### (5) SC 及び学習相談室

必要があれば、SC※3等へつなげ、児童個々と直接的に接してくれるSC※3や学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

## 7. 保護者・地域

### (1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にありますを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめの予防やいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

### (2) 保護者相談日

保護者相談日を毎月設けることにより、保護者からの情報提供を迅速に出来るようになる。また、法はいじめの要件をいじめられている児童生徒の主観を重視した定義にたっている。保護者には、保護者会等で具体事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

### (3) あいさつ運動

酒井根中学校区4校（酒井根中・酒井根小・酒井根東小・酒井根西小）合同による朝のあいさつ運動を実施する。保護者、地域ボランティアさんは、朝の挨拶を通して、子供たちを見守ると共に、地域の一員としての意識を持ってもらう第一歩とする。児童にとっては、大切にしてもら正在りとの安心感を持たせることができる。

## 8. 重大事案発生時

### (1) 重大事案の意味

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月（抜粋）】

①児童生徒が自殺を企画した場合

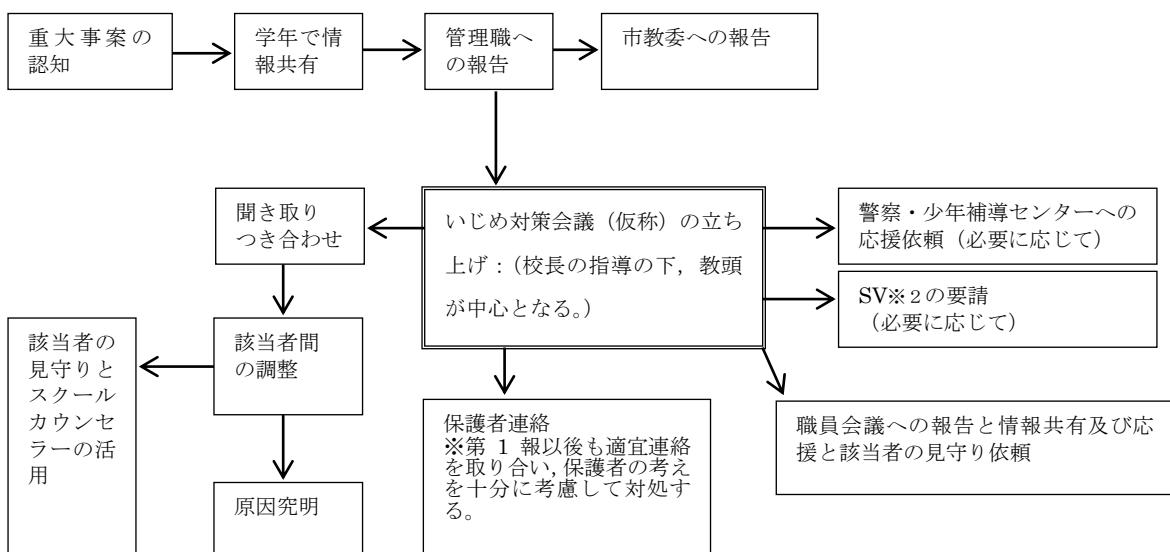
・自殺を企画したが軽傷で済んだ。

- ②心身に重大な被害を負った場合
  - ・暴行を受け、骨折した。
  - ・投げ飛ばされて脳震盪となった。
- ③金品等に重大な被害を被った場合
  - ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- ④精神性の疾患を発症した場合
  - ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰がないと判断し、転学（退学等も含む）した。

## (2) 対処

- ①教育委員会指導課に連絡する。（校長の判断による）
  - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わないことは当然である。
- ②市教委と相談の上、いじめ対策会議（仮称）を立ち上げる
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

## 【重大事案発生時の対応】



## 9. ネットいじめへの対応について

### (1) 対応の基本的な考え方

ネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然である。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は禁じられている。

※訴訟となった場合、「被告」になる恐れがあるため。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

## 10. 策定、公表、点検、評価等

- (1) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- (3) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

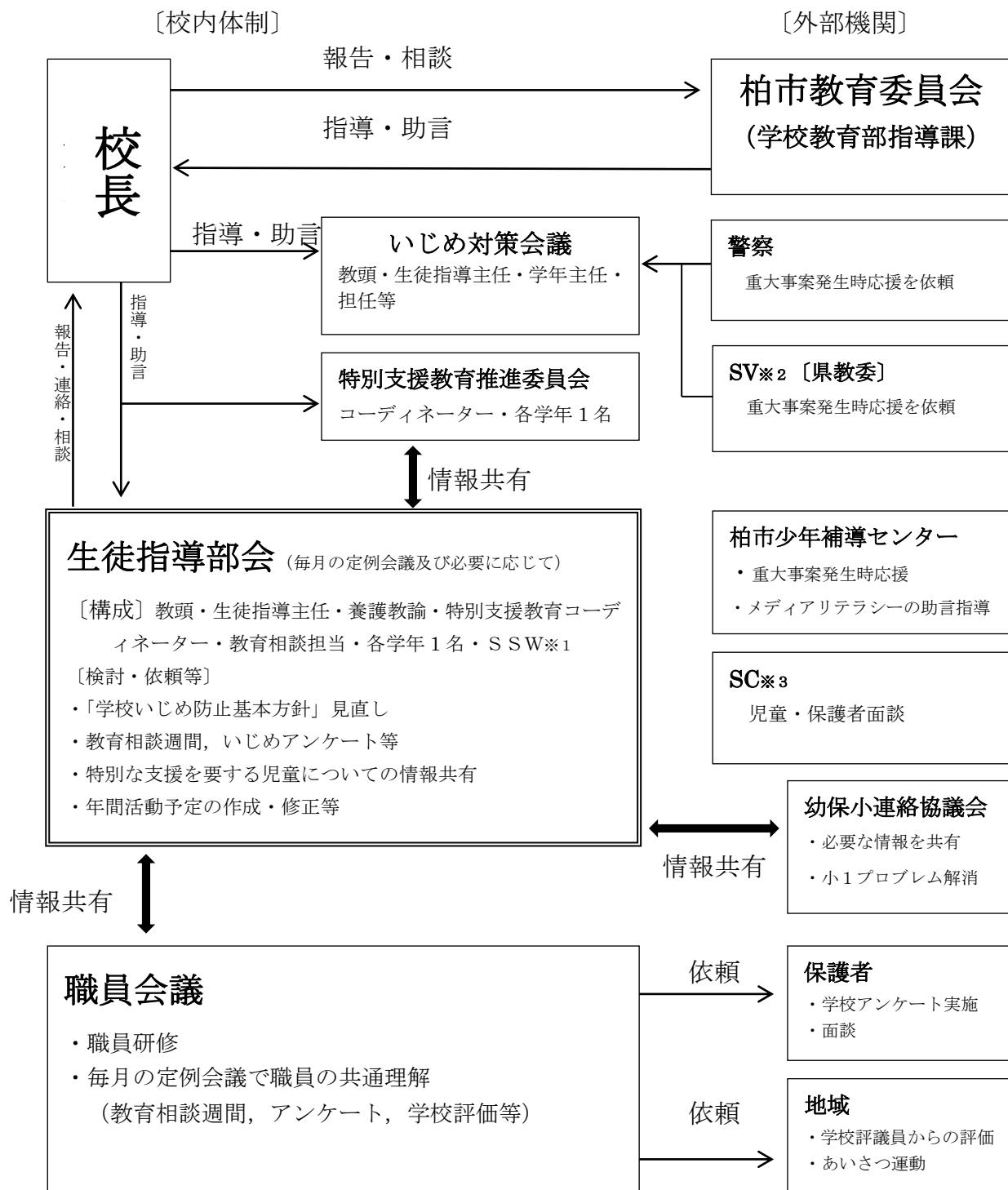
## 11. 年間活動計画

	教育委員会施策	学校行事等	道徳	特別活動
4月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市スクールサポートの一の配置	○着任式・第1学期始業式 ○入学式 ○各種健康診断 ○個人面談	○礼儀 ○自然愛 ○ネットモラル	○あいさつと返事 ○1年生歓迎フレンズ
5月	○小中生徒指導推進研究協議会 ○柏市学校警察連絡協議会定期総会 ○生徒指導アドバイザー及び SV※2, SC※3による学校訪問	○避難訓練 ○体育発表会 ○クラブ活動	○節度ある生活態度 ○敬けん ○尊敬・感謝 ○ネットモラル	○時間厳守 ○みんなで力を合わせる。
6月	○柏市学校警察連絡協議会第1回小・中・高等学校情報交換会 ○生徒指導アドバイザー学校訪問及び SV※2, SC※3による学校訪問	○授業参観 ○1年心臓検診	○公正・公平、正義 ○信頼・友情 ○寛容・謙虚	○雨の日の過ごし方 ○廊下歩行 ○フレンズ活動
7月	○1学期いじめの状況調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会（中学校）	○第1学期終業式 ○6年生修学旅行	○権利・義務 ○生命尊重 ○インプロ	○振り返り
8月		○職員研修		

9月	○いのちを大切にするキャンペーン報告	○第2学期始業式 ○夏休み作品展	○勤労、社会への奉仕 ○郷土愛 ○インプロ	○きれいな学校
10月	○生徒指導アドバイザー 学校訪問及び SV※ <sub>2</sub> , SC※ <sub>3</sub> による学校訪問 ○林間学校、修学旅行実施後のいじめの状況調査 (5, 6年生のみ)	○1, 2年校外学習 ○3, 4年校外学習 ○個人面談 ○5年生林間学校	○思いやり・親切 ○創意・進取	○落ち着いた学習 ○フレンズ活動 ○インプロ活動
11月	○第3回生徒指導主任連絡協議会	○西小フェスタ ○就学時健康診断 ○柏市学力・学習状況調査	○勇気 ○誠実 ○不撓不屈	○フレンズ活動 ○友だちの良さを見出し
12月	○2学期いじめの状況調査	○書き初め練習会 ○第2学期終業式	○自由・規律 ○社会的問題と責任 ○インプロ	○振り返り
1月	○生徒指導アドバイザー 学校訪問及び SV※ <sub>2</sub> , SC※ <sub>3</sub> による学校訪問 ○柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校情報交換会	○第3学期始業式 ○校内書き初め大会	○愛国心 ○個性の伸長 ○インプロ	○場に応じた言葉遣い ○児童会役員選挙 ○あいさつ運動
2月	○第4回生徒指導主任連絡協議会	○新入生保護者説明会 ○授業参観 ○ありがとうの会	○愛校心 ○家庭愛 ○インプロ	○かぜに負けない体づくり ○新児童会役員任命式 ○ありがとうの会 ○フレンズ活動
3月	○3学期いじめの状況調査	○卒業式 ○大掃除 ○修了式	○思慮反省 ○国際理解と親善	○1年間の振り返り

【別紙1】

組織図



※1 SSW (スクールソーシャルワーカー)

※2 SV (スーパーバイザー)

※3 SC (スクールカウンセラー)